

資格更新手続きについてのお知らせ

(2024 年 9 月 1 日受付分より、申請方法が変更になっていますのでご注意ください)

一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会

消化器内視鏡技師資格を継続するものは、日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則に従い、5 年ごとに更新手続きを行うことになっています。

認定証または会員証、会員管理システムでご自身の認定期間を確認してください。

更新申請期間は 9 月 1 日から 2 月 28 日です。認定期限が 2025 年 3 月の方は更新申請に遅れないよう、ご準備ください。下記の項目を確認の上、適切に更新手続きを行ってください。更新手続きを行わないと認定資格を喪失し、再度取得するためには認定試験を受けなければなりません。

また、年会費が未納の方は更新申請を受け付けません。事前に会員管理システムで会費の支払い状況を確認し、未納がある方は申請前に完納してください。

【重要】2024 年 9 月 1 日受付分より、申請方法が簡略化されます。後述の 6. 更新申請に必要な書類の項を参照ください。

1. 内視鏡技師資格更新の流れ

- 1) 認定期間(更新時期)を確認する(会員各自)
- 2) 必要書類を準備し、更新申請書を作成する(会員各自)(*注1)
- 3) 申請書類を技師会に提出(会員各自)(*注1)
- 4) 更新書類審査(技師会)
- 5) 更新書類審査結果通知(技師会)
 - ↓ 申請書類が事務所に到着後、概ね 7~10 日で会員管理システムに審査結果を反映します。
 - ↓ 審査で更新可となった場合、メールで「更新承認」を通知します。
 - ↓ 書類に不備があり更新できない場合は、不備内容を通知しますので再提出してください。
- 6) 更新料支払い(会員各自、会員システムメニュー[資格更新確認]から手続きできます)
- 7) 更新決定(技師会、日本消化器内視鏡学会)
- 8) デジタル会員証を更新し、更新完了をメールでお知らせします。
- 9) 会員情報確認(会員各自)
会員証(カード)は発行しません。PC やスマートフォン等からデジタル会員証をご確認ください。
- 10) 認定証(賞状型)の発送(2025 年 6 月頃)

2. 認定期間および更新時期の確認方法

- PC やスマートフォン等から、会員管理システムを利用して各自で更新時期の確認ができます。
- 会員システムにログインし、更新時期を確認ください。消化器内視鏡技師認定証または日本消化器内視鏡技師会会員証にも記載されていますが、休会で認定期間が延長となっている方もありますので、必ず会員システムでもご確認ください。
 - ※ 更新該当者には 5 月頃にハガキとメールでお知らせしておりますが、お手元に届いていない場合もありますので、日頃からご自身で確認し、更新時期に遅れないようにご準備ください。
- 認定証や会報、各種郵便物は全てご自宅宛に発送します。会員システムに登録されている自宅住所を確認し、番地やマンションなどの建物名、部屋番号まで、詳しく入力しておいてください。

転居等で住所が変更されておらず、お手元に届かず送り返されてくるものが増えています。ご理解とご協力をお願いします。

※ ログインができない、アカウント ID やパスワードが不明の場合は、技師会ホームページの問い合わせフォームからお願いします。メールにてログイン方法のご案内をお送り致します。

3. 更新申請期間

認定期限が 2025 年 3 月までの方は、2024 年 9 月～2025 年 2 月の間に申請手続きを行ってください。
期限を過ぎての申請は受け付けませんのでご注意ください。(2 月 28 日必着のこと)

4. 更新申請の条件

1) 内視鏡技師会年会費を完納していること

未納の年会費がある方は、更新申請前に完納してください。会費納入状況は会員管理システムで確認できます。また、会員管理システムからクレジット決済またはコンビニ支払いもできますのでご利用ください。

2) 内視鏡技師学会または内視鏡技師研究会および内視鏡機器取り扱い講習会に参加し、規定のポイント(点数)を取得していること

※ 現在、内視鏡業務に従事していない方、退職している方も上記条件がそろっていれば申請できます。

5. 更新に必要なポイント

1) 更新に必要な最低ポイントは、学会・研究会の出席ポイント 30 点と機器取り扱い講習ポイント 10 点の合計 40 点とする。

学会・研究会 出席ポイント	日本消化器内視鏡技師会・各支部が主催する学会または研究会 30 点 (10 点×3 回)	日本消化器内視鏡技師会本会・支部が主催する学会または研究会 20 点 (10 点×2 回)
		他学会への参加 合計 10 点以上
機器取り扱い講習 会受講ポイント	10 点	10 点
合計ポイント	40 点	40 点

2) 学会・研究会の出席ポイント・・・30 点

(1) 日本消化器内視鏡技師会または各支部が主催する内視鏡技師学会または内視鏡技師研究会(以下、内視鏡技師学会等と記す)の出席ポイントは 10 点とする。

(県技師会が主催する研究会等は支部長が出席証明書を発行したものに限り)

(2) 内視鏡技師学会等への出席 2 回(20 点)は必須とし、残りの 10 点は内視鏡技師学会等の他、指定関連学会への出席ポイントの合計点で充てることができる。

(3) 内視鏡技師学会等は同一の主催者の学会であっても複数回出席も有効とするが、指定関連学会の出席の場合、同一学会への出席は 1 回のみ有効とし 2 回目以降のものは無効とする。

(4) 指定関連学会の更新ポイントの設定

更新ポイントが付与される指定関連学会およびその点数は、ポイントチェックシートで確認してください。

※ 出席ポイントを付与する関連学会等の指定は日本消化器内視鏡技師会理事会で決定する。

※ 関連学会等への出席については、各々の学会の規程に従ってください。

3) 機器取扱い講習会受講ポイント・・・10点

4) 各出席証明書および受講証明書の有効期間は現認定期間内のものに限る(2020 年 4 月～2025 年 3 月が認定期間の方は 2020 年 4 月 1 日以降に参加されたものが有効です)。

ホームページからダウンロードし、印刷してください。

☆ 会員管理システムの受講履歴ポイント照会にて更新に必要な全てのポイント(研究会 3 回、機器取り扱い講習会 1 回)が確認できる方は、以下の「消化器内視鏡技師資格更新申請書」「学会、研究会等の出席ポイント(点数)チェックシート」および出席証明書の送付は不要です。会員管理システムにて申請を行ってください。

1) 消化器内視鏡技師資格更新申請書

チェックシートには、技師学会・研究会および指定関連学会等並びに機器取扱い講習会(基礎編または実践編)の出席点数を必ず記入してください。

- 出席証明、受講証明書等は原本を提出のこと。コピー不可。

また、領収書では証明書と見なしません。

- Web で参加された学会等の証明書をご自身で印刷される場合、証明書のサイズが A4 用紙であったり、白黒印刷であったりしても問題ありません。ただし、それをコピーされたものでは申請できません。

●証明書等の添付について

・証明書等は更新申請書の裏面に貼付して下さい。

・証明書等原本にはマジックかボールペン(鉛筆不可)で出席者名を記載したものに限りま

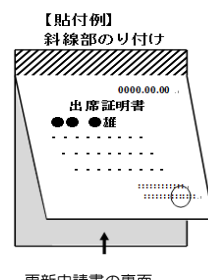
無記名およびコピーのものは無効です。

原本に記名欄がない場合は余白部に記名してください。

・出席していても当日、証明書等を受け取らなかった場合、また紛失した場合は無効です。

・ネームプレート型の小型証明書は、複数をまとめて1枚の用紙に貼ってください。

・技師学会・研究会(支部会開催を含む)の3回分、機器講習1回分のみ提出してください。



7. 更新申請書類の送付先

一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会事務局

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-22-15 大林ビル2F

TEL:03-5992-1520 FAX:03-5992-1521

※ 可能な限り「レターパック」など追跡ができる方法でお送りください。

8. 更新可否の通知

ホームページに掲載しています「会員ページご利用ガイド」に、会員管理システムでの更新手順を記載していますので参照ください。

- 1) 更新申請書類が更新要件を満たしているか技師会で審査し、更新条件が揃っていれば「承認(更新可)」となります。会員管理システムに登録されているメールアドレスにメールで通知しますので、[資格更新確認]画面で確認してください。技師会事務局に書類到着後、概ね1週間で通知します。

(注意) 会員システムが稼働してから、技師会からのお知らせをメールでお送りしていますが、メールアドレスの登録がなかったり登録されたアドレスが間違っていたりして、メールが届かない方がおられます。登録されているアドレスをご確認ください。また、一部の職場では技師会からのメールがセキュリティでブロックされ、本人に届かないケースが見受けられます。メールアドレスが職場宛になっている方は、ご自宅のパソコンやスマートフォン等で受け取ることができるメールアドレスに変更してください。携帯電話やスマートフォン等をお使いの場合、迷惑メールの対策として、メール送信元が制限されている場合があります。ご自身の設定をご確認し、@jgets.jpからのメールを受信できるように設定してください。

- 2) 書類に不備があり更新できない場合は、不備内容を通知しますので、再提出してください。

※合格通知はメールのみとなります。封書でのご連絡は差し上げておりません。

書類提出後の進捗は会員システムにてご確認ください。

※ログインができない、アカウントIDやパスワードが不明の場合は、技師会ホームページのお問い合わせフォームからお願いします。メールにてログイン方法のご案内をお送り致します。

9. 更新手数料について

会員管理システムの[資格更新確認]画面で「承認」となった方は、支払手続きへ進み、更新手数料として3,000円を納入してください。クレジット決済またはコンビニ決済が選択できます。更新書類に同封した現金書留で送るなど、事前の入金はしないでください。

※払込用紙はお送りしておりません。会員管理システムから入金できない方は、郵便局備え付けの払込取扱票で入金してください(振込手数料はご負担ください)。→口座番号は巻末にある「技師会事務局からのお知らせ」をご参照ください。

10. 認定証および会員証について

更新手数料の納付を確認し、更新を決定します。

会員証はスマートフォン等で表示するデジタル会員証に移行します。カード型の会員証の発行はありません。認定証(賞状型)は従来通り6月に発送されます。

11. その他

- 1) 新たに制度審議会が定めた国家資格(新受験資格参照)を取得した方は免許証コピーを添付してください。
- 2) 現在、内視鏡業務に従事していない方、退職している方も上記条件がそろっていれば申請できます。

12. 更新に関するお問い合わせ、申請書類送付先

一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会事務局

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-22-15 大林ビル2F

TEL:03-5992-1520 FAX :03-5992-1521

E-mail : info@jgets.jp

※携帯電話やスマートフォンからメールでお問い合わせされる方は、

[@jgets.jp](mailto:info@jgets.jp) からのメールが受信できるように設定しておいてください。

問い合わせはできるだけホームページの問い合わせコーナーから、またはメールでお問い合わせください。

ホームページからのお問い合わせフォーム :

https://www.jgets.jp/dynamic/entry/pub/AnsForm.aspx?c_id=11&entry_ins=1&redi=ON

※ お問い合わせの際は、お名前と認定番号(不明な場合は住所や勤務先など個人が特定できる情報)を必ず記載してください。

また、お問い合わせ内容はできるだけ詳しく、日本語の文章にして記載をお願いします。

電話による問合せは、月～金曜日(祝祭日を除く) 午前 10 時 00 分～16 時 00 分



更新時によくあるお問い合わせ

更新に関して多く寄せられるお問い合わせをまとめましたのでご参照ください。

Q1. 技師認定の更新に有効な証明書の期間を知りたい。

→A. 認定資格の更新は 5 年ごとに手続きが必要です。(休会による延長の場合を除く)

例)現在の認定期間が 2025 年 3 月までの方

2024 年 9 月 1 日～2025 年 2 月 28 日の間に更新申請を行ってください。

申請に有効な証明書は、2020 年 4 月以降に発行されたものです。

更新ポイントチェックシートにも有効期間が掲載されていますので確認してください。

ホームページにある更新についてでも確認できます。

更新に関するページ <https://www.jgets.jp/kiji00315/index.html>

学会、研究会等の出席ポイント(点数)チェックシート		2025 年 3 月期限更新者用		
ふりがな 更新者氏名		技師認定番号		
1. チェックした学会・研究会の期日(参加年月日)と開催地を記載してください。Web で視聴され、開催地が分からない場合は主催者(例、〇〇内視鏡技師会)を記載してください。 2. 消化器内視鏡技師学会・研究会(支部開催含む)以外の指定学会・研究会等の点数は、複数回参加の場合でも 1 回に限ります。 3. 参加した学会、研究会等の出席証明書、受講証等の現物を更新申請書の裏面に貼付してください。コピー不可。 Web で参加されご自身でダウンロードすることで発行される証明書は、それを印刷されたものが原本です。 印刷された後でコピーされたものは原本にはなりません。また、領収書は証明書の代わりにはなりません。 4. 出席証明書及び受講証は 2020 年 4 月以降に参加されたものが有効です。 5. 2024 年 4 月以降に開催された医学講義やその他の講演で更新ポイントが付与されたものがあります。				
✓	指定学会・指定研究会 名称	開催日・受講日 (YYYY/MM/DD)	開催地	点数
☐	必須:消化器内視鏡技師学会・研究会(支部開催含む)			10
☐	必須:消化器内視鏡技師学会・研究会(支部開催含む)			10
☐	消化器内視鏡技師学会・研究会(支部開催を含む)			10
☐	日本消化器内視鏡学会 総会			6
☐	日本消化器内視鏡学会 支部例会			6

Q2. 居住地や職場とは異なる支部の研究会、学会等に Web 参加した場合の受講証明書(研究会証明書、学会証明書など)は、技師試験や更新の時に使うことができますか？

→A. どの支部・地域の事業(学会、研究会、セミナー、講習会等)に参加した場合でも証明書は発行され、また試験や更新の時に必要な証明書として使うことができます。安心して受講してください。但し、発行される受講証の種類や付与条件等の詳細は、各事業ごとに設定されていますので、主催元に確認してください。

Q3. Web 参加で発行された受講証でも、技師試験や認定資格更新の申請には有効ですか？

→A. Web 参加でも現地参加でも発行された受講証は、技師試験や認定資格更新の申請に有効です。
ただし、同一の学会等(例えば第 90 回日本消化器内視鏡技師学会)に現地と Web 両方で参加された場合は、証明書はどちらか一方のみしか使うことは出来ません。

Q4. 出席証明書はコピー不可とのことですが Web 開催で行われた研究会の証明書が PDF で送られてきました。この場合は印刷したものでも大丈夫でしょうか。

→A. 送られてきた出席証明書のファイル、あるいはご自身でダウンロードされた出席証明書のファイルを印

刷されたものは原本とみなしますので証明書として有効です。

Q5. 学会に Web で参加し、出席証明書をダウンロードしました。

白黒のプリンターしか持っていませんが、カラー印刷でなくても良いですか。

→A. 白黒印刷で提出していただいても大丈夫です。

Q6. Web で参加し、出席証明書を印刷すると A4 になってしまいますが、そのまま提出しても良いですか。

→A. 出席証明書のサイズは A4 サイズで問題ありません。そのまま提出してください。縮小コピーされたものは無効です。

Q7. Web で参加した場合、チェックシートに記入する開催日はどう書けば良いですか。

→A. Web で受講した日を記入してください。ご不明の場合は年月までで結構です。

Q8. 更新料は何時支払えば良いですか。

→A. 更新料の支払いは、審査により更新が「承認」されてからです。現金書留など、事前の振込はしないでください。

Q9. 更新料の領収書が欲しいです。

→A. 会員管理システムメニュー「資格更新確認」ページ内の領収書ボタンを押してダウンロードしてください。

Q10. 締め切りまでにポイントが取れません。期限の延長や免除はありますか。

→A. 「令和 6 年能登半島地震」により被災された会員の皆様には、支援・救済策を策定しましたので「大規模災害等による技師資格更新猶予及び年会費免除について」をご参照ください。

上記を除き、いかなる理由であっても延長や免除の措置はありません。

締め切りまでに更新手続きができない場合は資格失効となります。

Q11. 更新申請書類はどこに送れば良いですか。

→A. 送付先はこちらです。

一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会事務局

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-22-15 大林ビル 2F